

指摘事項	措置状況
<p>(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>ア 教職員（校長を除く）の職務専念義務免除の申請や時間講師の研修命令の決定権者は校長であるが、副校長が決定していた。 （五本木小学校、東山小学校）</p> <p>イ 病気休暇の際には、休暇簿に医師の診断書を添えて申請しなければならないが、診断書は提出されていたものの、休暇簿の記載がなかった。 （東山小学校、第九中学校）</p>	<p>区費職員の服務事務については、服務の手引等に基づき処理しているところである。</p> <p>今回、事務処理の誤りの指摘を受けたことから、該当校において、休暇簿への記載の追加などの必要な事務処理を行った。</p> <p>今後は、再発防止のため、該当校に手引き等の内容を再確認させるとともに、学校において手引に基づく適正な事務処理が行われるよう周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p> <p>都費教職員の服務事務については、平成24年9月発行の校務事務手引き服務編及び平成30年9月発行の学校職員のための勤務時間等の手引等に基づき処理しているところである。</p> <p>今回の指摘を受け、該当校において必要な事務処理を行った。</p> <p>今後このような指摘を受けないよう、当該校に手引きの内容を再確認させるとともに、服務に係る事務処理の周知徹底を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【教育指導課】</p>
<p>(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>教職員の旅費の支給に当たり、運賃計算や旅行雑費の適用に誤りがあり、支給額に過不足が生じていた。 （田道小学校、第七中学校）</p>	<p>都費教職員の給与事務については、平成29年5月発行の旅費の手引き及び平成28年5月発行の給与関係質疑応答集等に基づき処理しているところである。</p> <p>今回の指摘を受け、該当校において必要な旅費の返戻及び追給処理を行った。</p> <p>今後このような指摘を受けないよう、当該校に手引きの内容を再確認させるとともに、旅費に係る事務処理の周知徹底を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【教育指導課】</p>

<p>(3) 部活動に係る指導者謝礼及び旅費（生徒）の事務処理を誤っていたもの</p> <p>ア 顧問教員が週休日等に4時間以上指導し、教員特殊業務手当が支給される場合は、部活動指導者謝礼を支給できないが、誤って重複支給されていた。</p> <p style="text-align: right;">(第一中学校)</p> <p>イ 部活動日誌を学校運営課に提出しなかったため、謝礼が支払われていないものがあった。また部活動に係る大会等に参加した生徒に支払う旅費の金銭出納簿の記載に誤りがあった。</p> <p style="text-align: right;">(第九中学校)</p>	<p>部活動に係る指導者謝礼及び旅費（生徒）については、部活動各種手続きマニュアルに基づき処理しているところである。</p> <p>指摘のあった事案アについては、部活動日誌の謝礼支給対象時間の誤記入が原因であり、戻入により対応した。事案イの部活動日誌については、未提出が原因であり、追給により対応した。また、旅費の金銭出納簿については、該当校において記載誤りを修正した。</p> <p>今後、学校に対して、二重チェック体制を確立するなど、日常的な書類点検・確認を徹底するよう改めて周知を図り、適切な事務執行を促していく。</p> <p style="text-align: right;">【学校運営課】</p>
<p>(4) 給食費に係る金銭出納簿の記載を誤っていたもの</p> <p>給食費に係る金銭出納簿について、金銭出納簿の預金残高と通帳の残金は一致していたが、繰越金の算入漏れや計算違い等の記載誤りがあった。</p> <p style="text-align: right;">(第一中学校)</p>	<p>学校徴収金（給食費含む）に係る金銭出納簿については、「目黒区立学校徴収金取扱要綱」及び「学校徴収金取扱事務手引き」に沿って処理をしているところである。</p> <p>今回、指摘のあった事案については、金銭出納簿（表計算ファイル）の計算式の範囲指定選択域が誤っていたことにより発生したものであり、該当校において、金銭出納簿の記載誤りを修正した。今後は月締めを行う際に、確認を徹底するように事務処理説明会、巡回点検時に改めて周知する。</p> <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>